

場等の照明施設に小型コウモリ類が集まるおそれは小さく、採餌行動に変化はないものと予測され、環境影響の程度は極めて小さいものと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

②環境影響の回避・低減の検討

事業の計画検討に当たり講じた緑化等の環境保全配慮及び注意看板の設置等の環境保全措置を講ずることにより、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。

(2)国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

①環境保全の基準又は目標

沖縄県が平成15年4月に策定した沖縄県環境基本計画によると、「人と自然が共生する潤いのある地域づくり」に向けた陸域生態系の保全に係る施策として「①陸域生態系の適正な保全と創造②多様な生物の生息・生育環境の保全③森林・みどりの整備の推進④豊かな自然(陸域生態系)と調和した社会づくり⑤自然との触れ合いの場の保全と創造」を推進することとしている。また、「事業別環境配慮指針」として、「飛行場の設置又は変更の事業」において、「貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然とふれあう重要な場等の貴重な自然や文化財等に影響を及ぼす立地は避けるように努める」、「自然性の高い地域にあっては、工事計画、飛行計画の工夫等により、騒音や光等による野生生物への影響の低減に努める」、「その他、当該事業の実施に当たり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する」と記載されており、これを環境保全の基準又は目標とする。

②環境保全の基準又は目標との整合性

事業の計画検討に当たり講じた緑化等の環境保全配慮を講ずること等により、重要な種に及ぼす影響は、最小限にとどめるよう十分配慮されていると考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。